

介護等体験について（対象：小学校教諭免許取得希望者）

東京未来大学通信教育課程

1 介護等体験とは

1998(平成 10 年)4 月 1 日から、「小学校および中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」(いわゆる介護等体験特例法)の施行に伴い、小学校の普通免許状の授与を受ける為には、計 7 日間の介護等体験が義務付けられています。基本的に社会福祉施設等 5 日間・特別支援学校 2 日間となりますが、実施都道府県によっては社会福祉施設等にて 7 日間実施の場合もあります。

2 対象者

新たに小学校教諭免許状を取得する場合に必要となり、正科生の 3～4 年次に実施となります。実施の申込は「教育実習希望申請書」によって受け付けます。

以下①～④に該当する場合は介護等体験が不要となります。

- ① 小学校又は中学校の普通免許状を所有している方
(授与条件に免許法第 5 条別表 1 と記載がある場合に限る)
- ② 特別支援学校の普通免許状を所有している方
(授与条件に免許法第 5 条別表 1 と記載がある場合に限る)
- ③ 保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士の免許・資格を所有している方
- ④ 身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障害者のうち、同法第 15 条第 4 項の規程により交付を受けた身体障害者手帳に、障害の程度が 1 級から 6 級である者として記載されている方

※以下の方法で二種免許状を取得した者が一種免許状への上進を希望する場合には、体験実施が必要です。

- 免許法第 6 条別表 3 のうち臨時免許状からの上進
- 同法第 16 条の 2 (教員資格認定試験) による取得
- 同法第 6 条別表 8 (隣接校の免許状取得) による取得

3 内容

① 特別支援学校

各都道府県の教育委員会が取りまとめており、特別支援学校（[視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、病弱者] を教育領域とする学校）のうち、いずれかの学校で行われます。

② 社会福祉施設

各都道府県の社会福祉協議会が取りまとめており、いずれかの施設で行われます。施設には、多くの種類があり、大きく分けると以下の通りです。

- 1. 児童福祉法による乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設
- 2. 生活保護法による救護施設、更正施設及び授産施設
- 3. 社会福祉法による授産施設

4. 老人福祉法及び介護保険法による高齢者在宅サービスセンターおよび小規模多機能型居宅介護事業所、老人短期入所施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特別養護老人ホームおよび認知症高齢者グループホーム、介護老人保健施設、介護医療院
5. 心身障害者福祉協会法による施設
6. 障害者総合支援法による障害者支援施設および地域活動支援センター
7. 告示により指定されているその他の施設（障害福祉サービス事業を行う施設、地域福祉センター、有料老人ホームのうち介護サービス提供を行うことを入居規約で定めているもの、原爆被害者養護ホーム、指定国立療養所等、国立ハンセン病療養所、女性自立支援施設）

※具体的な体験内容の例を次に掲げておきます。

「2026 年度 東京都社会福祉施設介護等体験事業実施の手引き」より抜粋

体験内容＜例示＞

- ①施設利用者との交流（話し相手）、学習活動や就労支援活動の補助
- ②施設が実施する行事、サークル活動等の施設業務の補助
- ③施設利用者の介護、介助、保育、養育の補助
- ④掃除、洗濯、おむつたたみ等の日常業務の補助
- ⑤ボランティアが行う活動への参加
- ⑥その他、施設が用意した活動への参加

*実施内容に関しては、社会福祉施設の種類や受け入れ方針によって各施設で異なります。

4 日数

実施日数：7 日間

原則、同一年度内に、特別支援学校で連続 2 日間＋社会福祉施設で連続 5 日間の実施です。1 日の時間は規定されていませんので体験先の指示に従ってください。基本的には平日実施となります。但し、都道府県によっては社会福祉施設にて 7 日間実施される場合もあります。（神奈川県・大阪府等）

5 申し込みについて

「教育実習希望申請書」にて実施の都道府県と年度を申請し、大学から各都道府県の教育委員会・社会福祉協議会に申請を行います。体験実施可能な都道府県は、居住地又は本籍地に限ります。（都道府県によっては、当該都道府県出身者（高等学校卒業者）でないと実施ができない場合があります。）実施日程については、基本的に年度しか指定ができません（※）ので、決定した体験先・日程で体験を実施できるよう、各自御調整ください。地域により、実施時期や体験先の希望を申し出ることができる場合がありますが、必ずしも希望通りに決定されとは限りません。希望が出せる地域の場合は申込時期に個別に確認の連絡をします。休学等の理由により実施年度を変更する場合には、「実施年度変更願」を前年度中に提出する必要があります。

実施内容詳細については、教育委員会・社会福祉協議会から大学に決定通知が届き次第、個別に CoLS より連絡及び決定通知書をお知らせしますので、その指示に従って実施してください。

※卒業年度の実施でも、春学期中に実施不可の場合が多々ありますので、特に秋入学生は注意してください。最短で終えたい方は 3 年次後期～4 年次前期の年度で申し込みをしてください。

6 実施条件

- ・介護等体験実施前年度までに介護等体験事前指導（メディア授業）の受講を完了していること。
「教育実習希望申請書」を提出した学期（春学期【7月頃】又は秋学期【12～1月頃】）に、事前指導（メディア授業）の受講をします。詳細は CoLS よりお知らせしますので、指示に従って受講を完了（全動画視聴・確認テスト合格）してください。
- ・教育実習同様に麻疹の抗体検査結果の提出が必須となります。詳しくは「教育実習について」の【「麻疹抗体検査及びワクチン接種記載書」について】をご参照ください。
「麻疹抗体検査及びワクチン接種記載書」(コピー)は、大学が指定する期日までにご提出ください。
- ・心身ともに健康であること。

7 介護等体験費

介護等体験費は大学より学生本人に専用の振込用紙を送付しますので、指定された期日までに入金してください。体験費は以下の通りです。

介護等体験費 20,000 円

- ・特別支援学校、社会福祉施設のどちらか一方での体験の場合も、介護等体験費は 20,000 円です。
- ・体験先で指示されるその他の費用や交通費等は含まれませんので各自ご負担ください。

8 その他

(1) 健康診断、細菌検査等について

介護等体験実施にあたり、受け入れ体験先によっては健康診断書の他、さらに指定された項目についての細菌検査結果やインフルエンザのワクチン接種証明等が必要な場合があります。必要な物は体験先によって異なりますので、決定通知の内容に従ってご準備ください。準備が間に合わないなどの場合、体験中止になる可能性もありますので、期日に余裕を持って準備するようにしてください。

(2) 介護等体験証明書について

介護等体験は「介護等体験証明書」の原本が実施の証となります。教員免許状の発行申請の際に必要となりますので、以下の手順にて十分留意し取り扱ってください。

- ① 「介護等体験証明書」の様式を体験実施前に決定通知書類と共に学生にお送りします。
- ② 体験実施前に本籍地・氏名・生年月日を自身で記入してください。
体験時に体験先に渡し、終了後には自身で受け取ってください。体験先によっては、まとめて大学に直接返却される場合もありますので体験先の指示に従ってください。
- ③ 7 日間全ての体験終了後、介護等体験日誌と共に大学に提出してください。(必ずコピーを取って提出してください。)
- ④ 介護等体験証明書は教員免許状申請時に必要な「学力に関する証明書」を大学に申請する際に、チェックを入れて申請して頂ければ、学力に関する証明書と共に返却します。その後都道府県教育委員会に免許申請を行ってください。大学から教員免許状の一括申請を行う方に関しては、提出されたものをそのまま申請時に使用しますので返却されません。また体験日誌については年度末に一括して返却されます。

※各体験先で交付された証明書は再発行されませんので、絶対に紛失しないようにしてください。

(3) その他

・保育士資格のための施設実習やその他介護等体験と同等の体験実施については、体験先において「介護等体験証明書」が発行可能な場合には可とします。保育士資格保有者で保育士養成校にて取得した方は、出身校にお問い合わせください。

※対象は介護等体験特例法が施行された平成 10 年 4 月 1 日以降の実習に限ります。

(4) 体験時の注意事項

① 介護等体験により知り得たプライバシーに関する情報を他に漏らさないで下さい。また学生個人のプライバシーも公開しないでください。

② 介護等体験で接した方々の尊厳を傷つけないように注意してください。

③ 大学及び介護等の体験先の指導に誠実に従ってください。体験時は障害者や高齢者の方と接する機会となりますので、華美な服装を避け、黒髪、ピアス・色付コンタクト禁止等に注意してください。

④ 介護等体験は授業科目ではないため単位付与はありません。

(5) 介護等体験の事故発生時の対応について

介護等体験中に万が一事故等が発生した場合には、賠償問題となる場合もあるため学生が各自で判断せず、速やかに大学まで連絡し、指示を受けるようにしてください。

なお介護等体験を行うにあたっては大学を通じて「学研災付帯賠償責任保険」に加入します。

東京未来大学 通信教育部

教育実習係 介護等体験担当

〒120-0023 東京都足立区千住曙町 34-12

Tel 03-5813-2553 Fax 03-5813-2531

Mail tsushin-jissyu@tokyomirai.jp

[受付時間：平日 9：00～17：00]

介護等体験の流れ

※決定時期・実施時期等は一例となりますので、都道府県によっては異なる場合があります。

